

有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町内の森林で伐採され、町内で製材された乾燥した材（以下「町産材」という。）の生産体制を支援するとともに、町産材を使用した良質な住宅の建築を促進することにより地域の林業・木材産業を活性化し、森林の健全な育成を図るため、町産材を使用した住宅の建築等をおこなう者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、有田川町補助金等交付規則（平成18年有田川町規則第32号。（以下「規則」という。））及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、町内に住所を有し又は補助金の交付を申請する年度の翌年度末までに転入し、町内に主たる事業所を置く施工業者と契約を交わした者とする。ただし、同居する家族を含めて町税等を滞納する者がいないこととする。

(補助対象事業及び採択基準)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、補助対象部分を町産材とし、補助金の交付を申請する年度内に補助対象部分の工事が完了するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、事業実施年度の3月31日（その日が休日（有田川町の休日を定める条例第1条に規定する休日（以下「休日」という。））である場合は、その前日）までに補助対象部分の工事が完了するものであること。

- (1) 町内に自ら居住するための住宅を新築するもの。ただし、建売住宅を除く。
 - (2) 町内の自ら居住している住宅を改修し、整備するもの
- 2 事業の用に供する部分を含む住宅の場合にあっては、事業の用に供する部分に係る町産材は使用材積又は使用面積に算入しないものとする。
- 3 補助金交付採択基準は、別紙1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の算定等)

第4条 補助金交付の対象経費並びに補助金の算定方法及び限度額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補助額の算定方法及び限度額
【新築】 構造材（内外装材を含む。）に町産材を使用するための経費。	【新築】 構造材（内外装材を含む。）の材積に、1㎡あたり40,000円を乗じた金額とし、限度額を400,000円とする。ただし、算定額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
【内外装整備】 内外装材として、町産材を使用するための経費。	【内外装整備】 可視部分の使用面積が10㎡以上で、100,000円の定額補助とする。（ただし、内外装整備に係る経費が定額補助額を下回るときは、その額の千円未満を切り捨てた額とする。）

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業計画書	様式第2号(新築) 様式第2号の2(内外装整備)	各1部	補助対象箇所を施工しようとする日の前日から起算して2週間前(その日が休日の場合は、その前日)。ただし、4月1日から4月14日までに補助対象箇所を施工しようとする場合においては、この限りではない。
木拾い表(計画)	様式第3号		
請負契約書又は請書の写し	\		
計画平面図及び立面図			
付近見取図			
世帯全員の住民票			
住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書	様式第10号		

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し補助金を交付することが適当と認めるときは、申請者に有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(申請の変更及び取下げ)

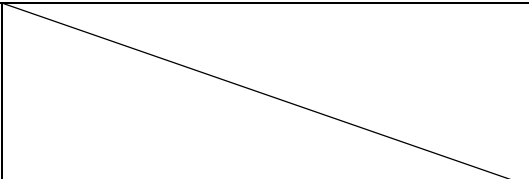
第7条 申請者は補助金交付の決定後、第5条の規定による申請事項に変更が生じたときは、有田川町産材利用住宅支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に変更計画書(様式第2号又は様式第2号の2)及び木拾い表(変更)(様式第3号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請を取り下げる場合は、有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは速やかに有田川町産材利用住宅支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業実績書	様式第7号(新築) 様式第2号の2(内外装整備)	各1部	完了後、2週間以内又は3月末日(その日が休日の場合は、その前日)のいずれか早
木拾い表(実績)	様式第3号		
有田川町産材証明書	有田川町産材認証システム実施要綱別記第1号様式		

完成写真 (内外装整備においては、 着手前と完成後を比較す ることができる写真)			い日
---------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	--	----

(額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があり、これを審査のうえ適当と認めたときは、申請者に有田川町産材利用住宅支援事業補助金額の確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた者は、速やかに有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(現地調査等の協力義務)

第11条 補助金の交付を申請した者は、担当課職員が現地調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金交付の目的外に使用又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施方法が不適當なとき。
- (4) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

(帳簿書類等の調査)

第13条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対して事業の施行に関して報告を求め、関係職員に帳簿書類の調査をさせることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付申請採択基準

- (1) 補助金の採択は、1棟につき1回のみとする。
- (2) 新築及び内外装整備の併用申請は認めない。
- (3) 補助金の交付申請を行う者は、対象住宅の建築主とする。
- (4) 町が実施するこの制度以外の住宅改修制度による補助等を受けて行う工事は除くものとする。